

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第12回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 笹野委員、6番 安松委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議事に入りたいと思いますが、事務局より発言を求められているので、これを許可します。</p>
事務局	<p>議案第72号と関連がありますので、少し時間をいただきたいと思います。</p> <p>10月に奈良県と大分県で農業委員会会長が逮捕されるという事件が発生し、大分県農業会議から「法令遵守の研修」行うように通達がありましたので、これを受けて今から研修会を行います。</p> <p>(研修会終了)</p>
議 長	<p>それでは議事に入ります。議案第67号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号37番 土地の所在は、安岐町糸永字 [] 番 []、地目が田、面積は202㎡、外に田が3筆、畑が1筆の合計5筆で954㎡になります。渡人は、福岡県北九州市の []</p>

事務局	<p>さん、受人は、安岐町糸永の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、空き家バンク登録による譲渡のためと、受人は、空き家バンク購入のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号38番 土地の所在は、安岐町山口字■■■■番、地目が田、面積は734㎡、外に田が3筆、畑が3筆の合計7筆で5,600㎡になります。渡人は、杵築市山香町の■■■■さん、受人は、杵築市山香町の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父親から買受けて管理・耕作をするとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号39番 土地の所在は、国見町大熊毛字■■■■番、地目が田、面積は209㎡、外に田が2筆、畑が2筆の合計5筆で1,048㎡になります。渡人は、兵庫県加古川市の■■■■さん、受人は国見町大熊毛の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、近隣農地を買受けて管理・耕作をするとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号40番 土地の所在は、国東町大恩寺字■■■■番、地目が畑、面積は1,917㎡になります。渡人は、日田市の■■■■さん、受人は、国東町大恩寺の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢・市外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号37番から40番について、事務局より説明がありました。ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第63号 申請番号37番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>申請番号 37 番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号 38 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号 38 番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号 39 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号 39 番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号 40 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号 40 番については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案台 67 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請については、全件承認されました。</p> <p>次に、議案第 68 号 農地法第 5 条の規程による農地転用の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 68 号 農地法第 5 条の規程による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 16 番 土地の所在は、武蔵町糸原字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は 1,460 m²、外に畑が 2 筆の合計 3 筆で 4,860 m²になります。渡人は、武蔵町糸原の [REDACTED] さん、受人は、豊後高田市の [REDACTED] さんです。用途は駐車場です。申請事由は、耕作されていない農地に駐車場を設置し、ホテルチェーンに貸出し有効利用をしたいとなっています。事業用地は、山林 97 m²を含む 4,957 m²になります。申請地は、北側は里道を挟んで宅地に、東側は宅地と畑に、南側は山林に、西側は国道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農用地区域外農地の畑で第 2 種農地と判断しまし</p>

事務局	<p>た。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号19番 土地の所在は、国見町野田字■■■■番、地目が畑、面積は83㎡、外に畑が1筆の合計2筆で858㎡になります。渡人は、国見町岐部の■■■■さん、受人は、福岡県筑紫野市の■■■■さんです。用途は、太陽光発電設備で、パネル216枚で、合計出力が86.4kwです。申請事由は、耕作されていない農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用をするとなっています。申請地は、北側と西側は宅地に、東側は宅地への進入路に、南側は道路に囲まれた農業公共投資の対象になっていない農用地区域外農地の畑で、第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号20番 土地の所在は、国見町大熊毛字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は775㎡です。渡人は、国見町大熊毛の■■■■さん、受人は、別府市の■■■■さんです。用途は、一般個人住宅です。申請事由は、土地を贈与され、農地と思わずに平成4年に住宅を建築したので、宅地で登記をしたいためとなっています。申請地は、北側、東側、西側を道路に、南側は雑種地と宅地に囲まれた農用地区域外の農地で、第2種農地と判断できます。贈与による所有権移転です。始末書の提出がありません。</p>
議長	<p>議案第68号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号16番、19番、20番について事務局より説明がありました。質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第68号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号16番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>申請番号16番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、同じく申請番号19番について承認される方の挙手を求</p>

議 長	めます。 (全員挙手)
議 長	申請番号19番については、全会一致で承認されました。 最後に申請番号20番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	議案第68号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号16番、19番、20番については、全会一致で承認されました。
議 長	次に議案第69号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	議案第69号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 利用権の設定は、総数が86筆で135,080㎡、内訳としては、田が83筆で127,575㎡、畑が3筆で7,505㎡となります。 新規設定は、12筆で17,655㎡、更新設定は、74筆で117,425㎡です。詳細につきましては、資料の4ページから8ページをご確認ください。
議 長	議案第69号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。 (質疑なし)
議 長	それでは、議案第69号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	<p>議案第69号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第70号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第70号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が4筆の3, 833㎡で、内訳として田が3筆で2, 501㎡、畑が1筆の1, 332㎡となります。詳細につきましては、資料の9ページから10ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第70号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第70号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第70号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第71号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第71号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号46番 土地の所在は、国東町北江字■■■■番、地目が畑、面積は754㎡です。申請人は、国東町浜崎の■■■■さんです。申請事由は、長年耕作を放棄して荒廃しており、現況は樹木が繁茂して山林となっているためです。農用地区域外</p>

	農地です。
議 長	<p>議案第71号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 事務局より説明がありましたがご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、議案第71号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第71号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第72号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議事に先立ち時間をいただき、経緯並びに研修会を行いました。13番徳丸委員に決議案を読み上げていただき、採決をお願いしたいと思います。</p>
徳丸委員	<p>それでは読み上げます。</p> <p>(決議案読み上げ)</p>
議 長	<p>ただいま、議案第72号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案を読み上げていただきましたが、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第72号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、全会一致で決議されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p>

議.....長

議事録署名委員.....

議事録署名委員.....